

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

黒保根支所

地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第93号 指定管理者の指定について(桐生市黒保根町生産物直売所)

趣旨・目的

桐生市黒保根町生産物直売所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市農産物等直売施設の設置及び管理に関する条例第12条の規定に基づき桐生市黒保根町生産物直売所の管理を行わせるため、農事組合法人黒保根やまびこ会を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市黒保根町生産物直売所
- 2 指定する団体 桐生市黒保根町下田沢91番地4
農事組合法人黒保根やまびこ会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生市黒保根町生産物直売所(平成16年9月1日設置)は、黒保根町内の生産物の宣伝と普及、及び黒保根町内の活性化を図る拠点の施設として設置された施設です。

桐生市黒保根町生産物直売所の指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、公募による選考の結果、地域との連携や地元雇用等の組織体制及び管理体制が評価され、施設の適切な管理運営を行うことが可能である同法人を、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。